

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、
令和6・7年度の保険料に反映されています。

- ①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるよう見直し
- ②出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入

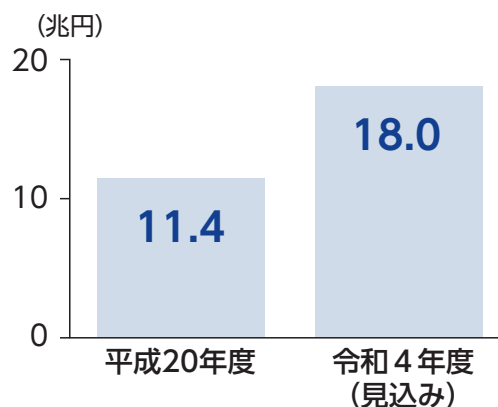
<後期高齢者医療制度の財政>

後期高齢者の
保険料
約1割

後期高齢者支援金
(若年者の保険料)
約4割

公費(国・都道府県・市町村)
約5割

<後期高齢者医療費の動向(全国値)>



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。

ポイント①

「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるようにします

- 「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。**
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和 6 年度から**「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されました。**
- これによる後期高齢者の保険料の増加分は、後期高齢者の中で負担能力に応じてご負担いただくため、約 6 割の方には制度見直しに伴う負担増が生じません。

《 1 人当たり保険料・支援金の推移（全国値） 》

（伸び率）

